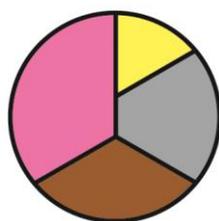


メイド・イン上越 認証品 (工業製品) 募集要領

～令和2年度 募集分～



made in
JOETSU

申請受付期間

令和2年4月1日 (水) ～令和2年5月29日 (金) [必着]

※ 当認証制度については、メイド・イン上越認証事業実施要綱に定めるもののほかは、本要領によります。

メイド・イン上越 認証品（工業製品） 募集要領

1. 目的

市内の中小企業者等が積極的な研究開発により製造した優れた工業製品を「メイド・イン上越」として認証し、当該製品の情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の推進等を行うことにより、地域産業の振興を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

2. 申請対象者

市税に滞納がなく、今後積極的に販売促進を図る熱意のある次のいずれかに該当する人及び団体

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 主として(1)の中小企業者により組織される団体
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体のうち、市内に事業所を有する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (4) (1)～(3)に該当しない人及び団体のうち、市内に本社及び製品の製造工場を有する人及び団体
- (5) その他(1)～(4)に掲げる人及び団体に類するものとして市長が特に認める人及び団体

3. 申請対象製品

(1)対象製品

市内に事業所がある中小企業者等が開発し、及び製造する完成品のうち、今後自社ブランドになりうる製品。

※完成品とは、事業所によって、それ以上の加工または変更がなされない製品のこと。

(2)対象の制限

次のいずれかに該当する場合は申請することができません。

- ①公序良俗に反すること。
- ②特定の政治活動、宗教に関連するもの。
- ③他の権利（特許権、商標権等）を侵害するもの。
- ④必要な法令の許認可を受けていないもの。

4. 認証について

(1)審査・基準

・市が事前に書類審査やヒアリングを行った上で、主に次の視点からメイド・イン上越認証等審査委員会で総合的な審査を行い、認証の採否を決定します。

- ①新規性・オリジナル性（独自の発想や技術で生産された完成品、特許の保有などの新規性等）
- ②信頼性（製品管理体制、経営基盤の状況等）

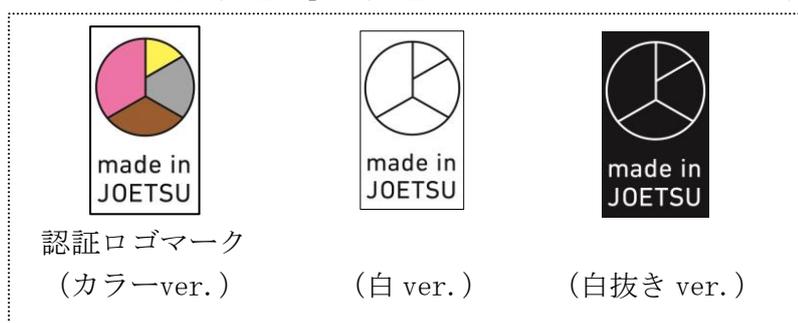
③市場性（マーケットへの訴求力、競争優位性、販売価格の適正性）

・審査委員会での、審査の流れは以下のとおりです。

- ① 申請者による申請製品のプレゼンテーション
- ② 審査委員との質疑応答
- ③ 総合審査

(2) 主な支援内容

- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証証を交付します。
- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証ロゴマークの使用ができます。



- ・「上越市見本市等出展事業補助金（新市場開拓枠）」（※）により、販路開拓、販売促進を支援します。
- ・市ホームページ、認証品のパンフレット等を通じたPR、情報発信を行います。
- ・その他、認証の期間に実施する施策に合わせ支援を行う予定です。

※「見本市等出展事業補助金（新市場開拓枠）」について

認証を受けた製品の販路開拓のために出展する見本市等の会場借上料及び小間料等の一部を補助します。その補助率は一般枠に比べ有利になっています。

- ・補助率…2/3（一般枠は1回目：2/3、2回目：1/2、3回目：1/3）
- ・補助限度額…20万円
- ・補助金の交付…1つの認証品につき3回まで利用可能

(3) 認証の期間

- ・認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過する日の属する年度の末日まで（今回の認証の場合は、令和6年3月31日まで）
- ・認証の更新は可能です。（ただし、更新審査を行います）

5. 申請の方法について

申請・届出する前に、必ず上越ものづくり振興センターにご相談ください。

(1)提出について

以下の申請書類（各1部）を令和2年5月29日（金）までに下記の担当窓口へ郵送またはお持ちください。申請書等の様式は、上越市ホームページからダウンロードできます。

【上越市ホームページ】

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/>

※トップページから、組織でさがす>産業観光交流部>上越ものづくり振興センターへお進みください。

(2)申請書類

次の書類を1部提出してください。

①第1号様式・・・メイド・イン上越認証申請書

（添付資料）

- ・定款の写し
- ・直近2期分の決算書の写し
- ・登記簿謄本（全部事項証明書）
- ・納税状況の確認に係る承諾書

②第2号様式・・・事業計画書（工業製品）

(3)留意事項

- ①申請書類は、原則として返却しません。
- ②申請書類の内容について、必要に応じヒアリングを行います。
- ③申請に関して必要となる経費は申請者の負担とします。
- ④企業等が提出する書類の著作権は企業等に帰属します。なお、結果等を公表する場合、市は申請書類に記載された事項の全部または一部を使用できるものとします。

6. 認証者の責務

市が認証した製品であることを認識しメイド・イン上越認証事業実施要綱に定める事項を遵守するとともに、次に掲げる事項について適切な実施に努めるものとする。

- ・消費者及び流通関係者に対し積極的な情報の発信に努めること。
- ・計画的な生産、販売及び円滑な流通体制の整備に努めること。
- ・品質を維持するため、生産、製造、流通および販売における管理方法を徹底すること。
- ・メイド・イン上越の効果的な情報発信に向けて、他の認証事業者と連携し、協力すること。

7. スケジュール

※スケジュールは、申請状況等により変更する場合があります。

- ・申請締め切り（令和2年5月29日まで）
申請書受付後、上越ものづくり振興センターの職員が事業計画について書類審査やヒアリングを実施します。
- ・認証等審査委員会の開催（6月下旬予定）
- ・認証の決定（7月下旬予定）

◆◆提出先・問合せ先◆◆

上越市産業観光交流部 上越ものづくり振興センター

担当：杉本

〒943-0821 上越市大字土橋 1914-3

TEL 025-522-2666 FAX 025-522-2678

Mail monodukuri@city.joetsu.lg.jp